

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成23年12月26日号  
笠縫地区・双柳南部地区  
\*\*\*\*\* 合併号 \*\*\*\*\*

## ～笠縫地区、双柳南部地区の工事の進捗状況及び

## 説明会開催等についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区・双柳南部地区における工事の進捗状況及び笠縫地区の事業説明会などについてお知らせいたします。

### § 平成23年度 工事進捗状況について §

#### 【笠縫地区について】

現在、右図面のとおり地区内3箇所において道路築造や宅地造成工事を実施しています。

下水道工事や水道工事が並行して行われる箇所もあり、地域の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

工事箇所No.1（一部下水工事あり）については来年1月末、工事箇所No.2については来年2月末、工事箇所No.3については来年3月中旬に、それぞれ完成予定となっています。

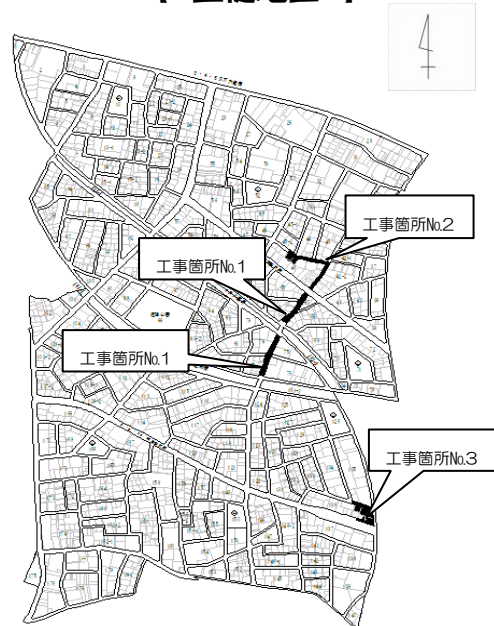
工事箇所No.1を挟んだ六道踏切については、道路工事完了後、来年度において踏切付替工事（JR施工）を行う予定です。工期や通行止め等については、詳細が決まり次第お知らせいたします。

#### 【工事箇所 NO.1】



六道踏切北側の工事状況

#### 【笠縫地区】



#### 【工事箇所 NO.3】



136街区宅地造成の工事状況

## 【双柳南部地区について】

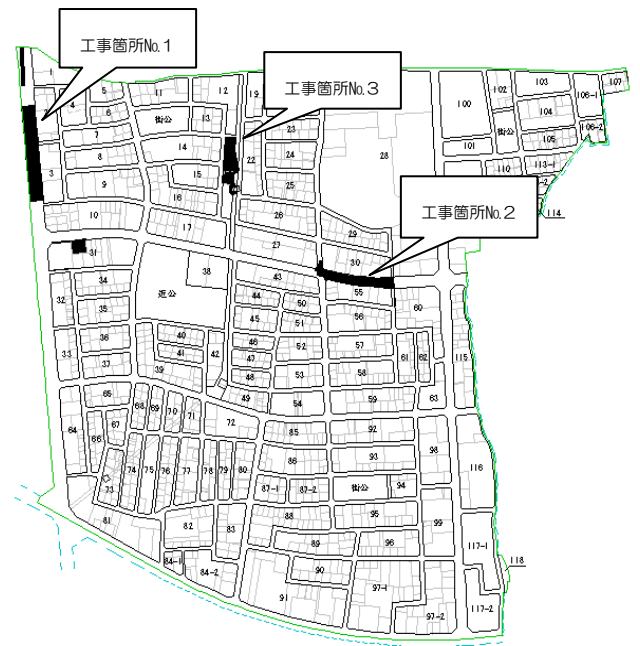
現在、右図面のとおり地区内3箇所において道路築造や宅地造成工事を実施しています。

双柳南部地区でも上下水道工事を並行して施工しており、東原巽原線では、懸案であります雨水管の工事を実施しています。

工事箇所No.1（阿須小久保線）については来年1月末、工事箇所No.2（東原巽原線・下水道工事あり）については来年2月末、工事箇所No.3（18街区造成工事）については来年1月中旬に完成予定となっています。

また、新光地区では下水道の布設工事を来年3月にかけて実施(予定)しています。

## 【双柳南部地区】



### 【工事箇所 NO.1】



都市計画道路 阿須小久保線の工事状況

### 【工事箇所 NO.1】



### 【工事箇所 NO.2】



都市計画道路 東原巽原線の工事状況

### 【工事箇所 NO.3】



18街区宅地造成工事の状況

## § 踏切の統廃合及び幹線道路の整備について §

笠縫地区を南北に縦断する幹線道路の整備につきましては、今年度において工事箇所No.1 を実施しています。来年度以降についても、踏切拡幅工事、上下水道工事と併せて幹線道路の道路整備工事を進めていく予定です。

また、西武池袋線、JR八高線における踏切の統廃合については、平成24年度から平成26年度までの完成を目指し、現在両鉄道会社と協議を進めています。今後は、踏切拡幅、移設、廃止に向けた協議書を締結し、実施に向けた具体的な作業を進めてまいります。

踏切関連の工事等につきましては、次号以降でも引き続きお知らせいたします。

## § 保留地（宅地）分譲のお知らせ §

飯能市が行っている区画整理事業では、笠縫地区の下記保留地の分譲を先着順にて受付けています。

各保留地とも上下水道が整備されており、No.1は9m（歩道分含む）、No.2は4m、No.3は6mの街区道路に接道しています（PCをお持ちの方は、市のホームページをご参照ください。）。

※No.1の9m道路は、現在道路工事を行っており来年1月下旬完成予定です。

お知り合いの方で土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、ご紹介いただくと幸いです。なお、ニュースの通知前に申込みがあった場合はご容赦ください。

詳細につきましては、土地区画整理事務所へお問い合わせください。

### 【 公売保留地及び価格 】

No.	街区	画地	地積（坪数）	価格
1	68	2	142.52㎡（約43坪）	11,943,176円
2	162-1	12	241.97㎡（約73坪）	18,897,857円
3	118	1	230.98㎡（約70坪）	16,145,502円

## 笠縫土地区画整理事業説明会の開催について

笠縫地区内における今年度の事業の進捗状況や今後の事業の進め方について、権利者の方々を対象に下記のとおり説明会を開催しますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

日 時 平成24年 1 月22日（日） 午前10時より  
場 所 加治公民館 2階 集会室



## ～ 土地区画整理事務所からのお願い ～

### ○建築行為（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道のある道路からの出入り口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前相談を必ず行っていただきますようご協力をお願いいたします。

### ○委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係や清算指数等の調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させていただいています。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。

### ○電柱移設へのご協力について

土地区画整理事業では、建物移転の際に電柱などの移設も同時に行われますが、移転先での電柱の受入れに関しては、皆様方のご協力が必要となります。電気・電話は、日常生活の中で欠かすことのできない施設でありますので、移転時における電柱の設置については、関係する皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

### ○権利異動の届出のお願い

土地区画整理地内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いいたします。また、婚姻等によりお名前が変わった時なども届出が必要です。詳細につきましては、事務所までお問い合わせください。

### ○所有地の管理について

一昨年から放火と思われる不審火が岩沢地区を中心に断続的に発生しております。消防、警察のほか自治会関係者等と連携し見回りを行っておりますが、皆様方におかれましては屋外にある不要物の整理や空き地の適正な管理をお願いいたします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所  
住 所 飯能市大字笠縫 1 1 2-1  
電 話 042-973-8682  
Eメール [kukaku@city.hanno.saitama.jp](mailto:kukaku@city.hanno.saitama.jp)



森林文化都市  
- HANNO -